定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成 26 年１月 27 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県宇都宮市下桑島町1097番14 山林　113㎡ （買収時：栃木県宇都宮市下桑島町1103番　山林　６畝、栃木県宇都宮市下桑島町1104番　山林　１反６畝４歩、栃木県宇都宮市下桑島町1109番　山林　５畝３歩、栃木県宇都宮市下桑島町1110番　山林　４畝21歩）	増渕　宗蔵 栃木県宇都宮市下桑島町945番地 青木　栄蔵 栃木県宇都宮市下桑島町932番地 石川　　茂 栃木県宇都宮市下桑島町921番地 黒崎庄三郎 住所不詳	
栃木県宇都宮市駒生町字道路1288番25 田　197㎡	稲葉作一郎 栃木県河内郡國本村大字寶木32番地	公共利用計画あり
栃木県足利市川崎町字下1863番 畑　624㎡	天満宮 栃木県足利市川崎町1934番地	
埼玉県熊谷市円光一丁目1871番 畑　264㎡	風間　神義 埼玉県熊谷市大字上之2297番地	
千葉県印旛郡酒々井町飯積字藤蕪570番 畑　257㎡	松﨑　正男 千葉県船橋市宮本町四丁目576番地	
東京都世田谷区桜上水四丁目429番116 畑　161㎡	三井不動産株式會社東京都世田谷区上北沢一丁目	現況：世田谷区所管道路
東京都世田谷区桜上水四丁目428番５ 雑種地　85㎡		
東京都葛飾区青戸四丁目2252番 畑　189㎡	石黒新次郎 東京都足立区普賢寺町609番地	
東京都西東京市田無町一丁目245番１ 畑　59㎡	笠原　　健 東京都杉並区荻窪中通町16番地	
東京都調布市下石原三丁目25番４ 田　295㎡	井上　欣一 東京都北多摩郡調布町布田小島分136	現況：宅地
神奈川県横浜市保土ヶ谷区上菅田町字笹山1409番 畑　476㎡	小川　文雄 神奈川県神奈川区菅田町360番地	
神奈川県藤沢市長後字宿中分851番３ 畑　224㎡	大澤　ナミ 神奈川県高座郡澁谷村長後851番地	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成 26 年１月 27 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県碧南市洲先町一丁目69番 田　76㎡	杉浦　勝治 愛知県碧海郡明治村大字西端	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 26 年１月 27 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
大阪府枚方市松丘町3311番 田　178㎡	上岡捨治郎 住所不詳	現況：道路
大阪府大東市大野一丁目1281番１ 田　152㎡	田中甚五兵衛 大阪府北河内郡住道町大字灰塚690番地	現況：大東市所管道路
大阪府交野市星田二丁目2926番２ 宅地　85.25㎡	森田　信一 大阪府北河内郡交野町大字星田4967番地	現況：転用目的で貸付中
大阪府寝屋川市石津南町510番 田　3.3㎡	平池余治兵衛 大阪府北河内郡寝屋川町大字平池1110番地	
大阪府寝屋川市楠根南町923番 田　95㎡	入谷長三郎 大阪府大阪市北区太融寺町13番地	
奈良県生駒郡三郷町美松ヶ丘西一丁目1470番１ 田　105㎡	森田　卓次 奈良県生駒郡三郷村大字勢野1503番	現況：三郷町所管道路
和歌山県日高郡日高川町大字小熊字坏ノ元3678番 公衆用道路 428㎡	瀬戸　健三 和歌山県日高郡藤田村大字藤井2215番地	現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 26 年１月 27 日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
島根県松江市乃白町字真ノ川350番３ 畑　33㎡	福正寺 島根県乃木村大字乃白	耕作目的で貸付中

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により